

地方消費税関係説明資料

平成27年2月20日

【目次】

- 地方消費税率引上げ時期の変更に伴う対応…………… 1
- 地方消費税の清算基準 …………… 5

地方消費税率引上げ時期の変更に伴う対応

地方消費税率引上げ時期の変更に伴う対応（案）

【社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律】

- 消費税率(国・地方)10%への引上げ等の施行日を平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更。
- 消費税に係る地方交付税率を変更。
(現行：㉓ 20.8% ㉔以降 19.5% → 改正案：㉓・㉔ 22.3% ㉕以降 19.5%)
- 税制抜本改革法（地方）附則第19条第3項を削除。
- 地方消費税の社会保障財源化分に係る経過措置等所要の措置。

安倍総理大臣記者会見（抄）（平成26年11月18日(火)）

デフレから脱却し、経済を成長させる、アベノミクスの成功を確かなものとするため、本日、私は、消費税10%への引き上げを法定どおり来年10月には行わず、18カ月延期すべきであるとの結論に至りました。

（中略）

来年10月の引き上げを18カ月延期し、18カ月後、さらに延期するのではないかといった声があります。再び延期することはない。ここで皆さんにはっきりとそう断言いたします。平成29年4月の引き上げについては、景気判断条項を付すことなく確実に実施いたします。3年間、3本の矢をさらに前に進めることにより、必ずやその経済状況をつくり出すことができる。私はそう決意しています。

（中略）

ただいま申し上げた内容を実現するために、来年度予算の編成に当たるとともに、関連法案の準備を進め、来年の通常国会に提出いたします。

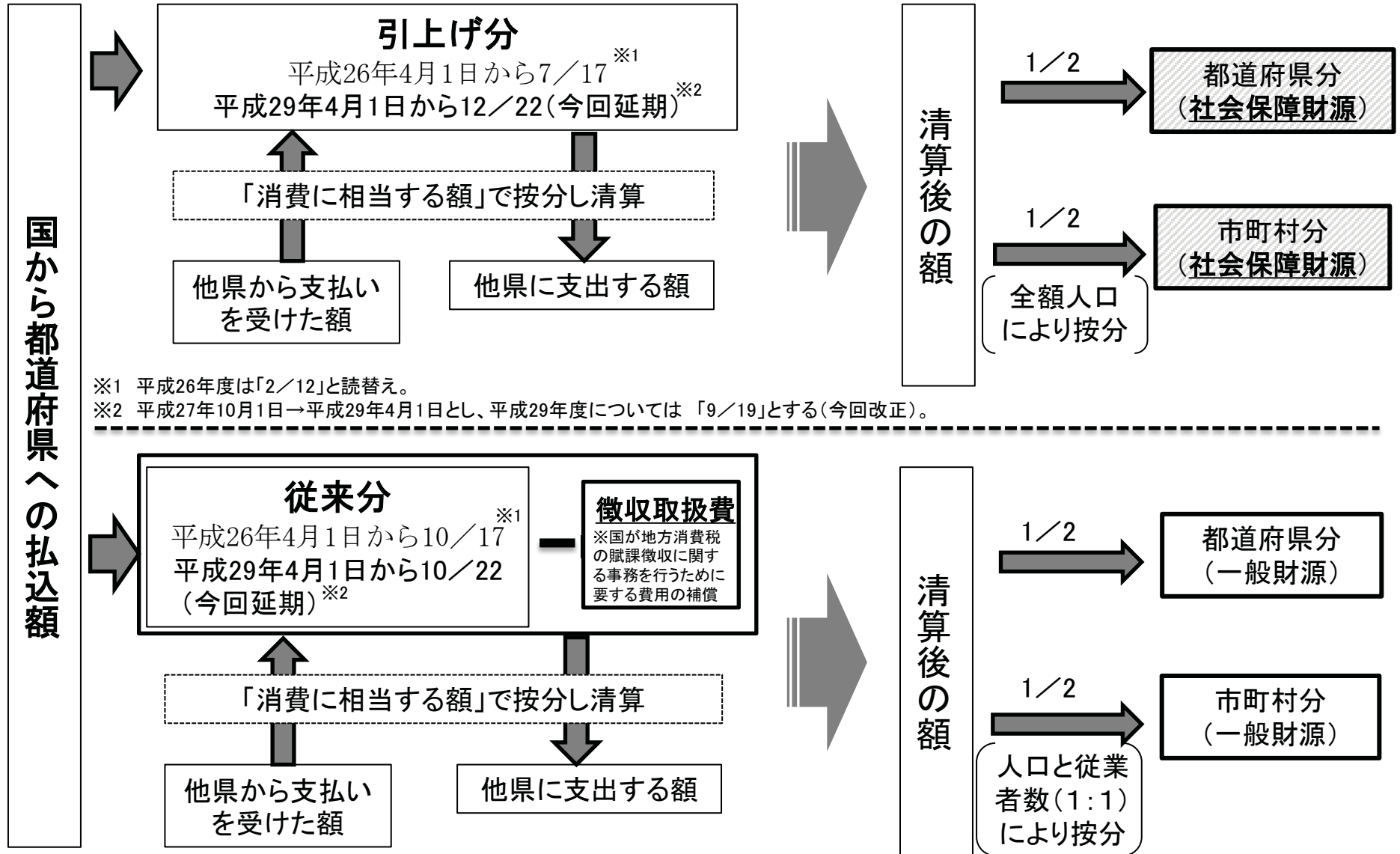
消費税率（国・地方）の引上げ時期の変更について（案）

	～平成26年3月31日	平成26年4月1日～平成27年9月30日			平成29年度以降
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	
地方消費税率 ※消費税率換算	1% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)		2.2% (消費税額の22/78)	同左
国の消費税率	4%	6.30%		7.80%	同左
うち交付税分 (法定率)	1.18% (国の消費税の29.5%)	1.40% (国の消費税の22.3%)	1.47% (国の消費税の20.8%)	1.52% (国の消費税の19.5%)	同左
合計	5%	8%		10%	同左
地方分合計	2.18%	3.10%	3.42%	3.72%	同左



	～平成26年3月31日	平成26年4月1日～平成29年3月31日			平成29年度以降
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	
地方消費税率 ※消費税率換算	1% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)			2.2% (消費税額の22/78)
国の消費税率	4%	6.30%			7.80%
うち交付税分 (法定率)	1.18% (国の消費税の29.5%)	1.40% (国の消費税の22.3%)			1.52% (国の消費税の19.5%)
合計	5%	8%			10%
地方分合計	2.18%	3.10%			3.72%

地方消費税の清算基準と市町村交付金の仕組み (消費税(国・地方)引上げ延期に伴う措置)



※1 平成26年度は「2/12」と読替え。

※2 平成27年10月1日→平成29年4月1日とし、平成29年度については「9/19」とする(今回改正)。

※1 平成26年度は「10/12」と読替え。

※2 平成27年10月1日→平成29年4月1日とし、平成29年度については「10/19」とする(今回改正)。

地方消費税の清算基準

地方消費税の清算基準について

- 地方消費税は、事業者を納税義務者とし、最終消費者を実質的な負担者として予定する消費型付加価値税。
- 国から払い込まれた地方消費税収を、消費に関連した基準(=清算基準)によって都道府県間で清算することにより、税収の帰属地と最終消費地を一致させている。

【現行の清算基準】

指 標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本調査）」の合算額	75%
「人口（国勢調査）」	12.5%
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	12.5%

※平成7年度の税制改正に関する答申(平成6年12月15日政府税制調査会)

消費型付加価値税は事業者を納税義務者とし、最終消費者を実質的な負担者として予定するものである。域内事業者の付加価値と域内消費者の最終消費との課税ベースを一致させるためには、課税権者はその境界において移入課税・移出免税の調整を行うことが不可欠となり、国際的にも各国の付加価値税では同様の措置が採られている。・・・しかしながら、県境に税関に相当する機関を持たない我が国地方制度の下で、県境税調整を行うことは現実的には極めて困難であると言わざるを得ない。

今般創設されることとなった地方消費税において採られた消費基準による清算システムは、この県境税調整に代替する現実的な解決策として位置付けることが可能である。各都道府県における最終消費額を直接把握し、これに応じた清算を行えば、消費者の負担額に応じた税収の帰属を図ることが可能となる。地方消費税の消費基準による清算は、実務的には統計上の制約はあろうが、現実的な選択肢であると考えられる。

清算基準の見直しについて

1 見直しの必要性

- 平成24年に『経済センサス活動調査』が実施されて、『商業統計・簡易調査』及び『サービス業基本調査』に相当する調査が行われ、平成26年2月に全調査結果が公表された。
- 清算基準に用いる統計は、法令の規定により「最近に公表された」とされており、平成24年経済センサス活動調査が基幹統計として公表されたことを踏まえ、これをサービス業対個人事業収入額に用いることが必要。
※なお、商業統計・簡易調査はこれまで清算基準に用いていない。

2 見直しの内容

(1) サービス業対個人事業収入額

- 平成24年経済センサス活動調査に基づくサービス業対個人事業収入額を用いる際に、清算基準の趣旨を踏まえて下記のもの除外することとしたい。
 - ① インターネット取引等により、消費地ではなく供給地で計上されていると思われるもの
情報通信業、旅行業、競輪・競馬等
 - ② 非課税取引を行う事業のうち、仕入段階の地方消費税の影響が小さいと思われるもの
土地売買業、土地賃貸業、貸家・貸間業、社会保険事業団体

(2) 「人口」及び「従業者数」の割合

- 「人口」と「従業者数」の配分を12.5%ずつ(1:1)から、「人口」15%、「従業者数」10%(3:2)に変更することとしたい。
 - ー 従来、「従業者数」は主に供給地で消費されるサービスの未把握分を代替していると考えられてきたが、今回「統計カバー率」75%のうち「サービス業対個人事業収入額」の割合が増えたため、「従業者数」の比率は減らすことが適当。

地方消費税の清算基準の見直し案について

【現行の清算基準】

指 標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本調査）」の合算額	75%
「人口（国勢調査）」	<u>12.5%</u>
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	<u>12.5%</u>



【見直し案】

指 標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査（注））」の合算額	75%
「人口（国勢調査）」	<u>15%</u>
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	<u>10%</u>

（注） 清算基準の趣旨を踏まえ、インターネット取引等により消費地ではなく供給地で計上されていると思われるもの等を除く。

平成27年度税財政等に関する提案(抄)〔全国知事会 平成26年10月〕

(4) 「人口」を重視した地方消費税の清算基準の検討

地方消費税については、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるために、各都道府県間において清算を行っている。社会保障財源を確保するため地方消費税を引き上げる経緯にも鑑み、清算基準である「消費に相当する額」について、小売年間販売額やサービス業対個人事業収入額、新たに導入された経済センサスでは正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである。

※ その他、清算等に関し、地方消費税収の従来分を10/22、引上げ分を12/22とする規定の施行期日を、平成27年10月1日から平成29年4月1日に延期するとともに、平成29年度について、従来分を10/19、引上げ分を9/19とする。